

別表

本要綱でいう「滞在型観光促進」とは、小笠原諸島への旅行者の滞在を延ばす効果が期待される地域性、独自性のある魅力的な現地観光サービスの向上及びその提供を担う人材の確保・育成、受け入れ体制の整備、拡充、サービスの質の向上等を図る取組を支援するものである。

また、新型コロナウイルス感染症対策のための新しい旅行様式を実践、模索することにより観光を促進するための事業も含める。

1 補助金の額

総額67,500,000円を上限とする。

2 交付対象経費について

本事業の交付対象経費としては、企画・開発費、宣伝費、販売促進費とする。

(1)「企画・開発費」とは、概ね次のものに要する経費をいう。

- ・協議会、研究会等の運営
- ・体験型・交流型滞在プログラムの企画・開発・実証
- ・体験プログラムや食事等に利用できるクーポン券、共通入場券、周遊パス等の企画・開発・実証
- ・滞在型観光促進に係る滞在プラン、企画乗船券、旅行商品等の企画・開発・実証
- ・地域のポジション、来訪者のニーズ把握のための各種調査・実証
- ・ガイド、インストラクターその他の観光従事者の育成
- ・ワークショップ、セミナーの開催
- ・専門家、国内外の旅行業者、インフルエンサー等の招請(ファムトリップ)
- ・ITを活用した情報提供・案内・予約システムの開発及び初期運営
- ・その他滞在型観光促進に係る各種調査・分析・検討・実証

(2)「宣伝費」とは、概ね次のものに要する経費をいう。

- ・パンフレット・地図等の作成
- ・滞在型観光促進事業に係る広告・宣伝(新聞、雑誌、WEB、屋外広告等)
- ・展示会、商談会等への出展、旅行業者等に対する営業活動

・住民の意識啓発、参加促進

(3)「販売促進費」とは、概ね次のものに要する経費をいう。

- ・滞在型観光促進に係る滞在プラン、企画乗船券、旅行商品等を利用する者に対する航路の運賃及び料金、並びに宿泊に係る経費への助成
- ・滞在型観光促進に係る滞在プラン、企画乗船券、旅行商品等の販売、代金受領等の事務をホテル、旅館のフロント等で実施する際に係る取次手数料への助成
- ・旅行業登録を有する旅行者に対して滞在型観光促進に係る滞在プラン、企画乗船券、旅行商品等の募集又は販売を委託する経費
- ・旅行者等に対して滞在型観光促進に係る滞在プラン、企画乗船券、旅行商品等の募集、販売を委託する際に係る手数料への助成

2 販売促進費における限度額について

滞在型観光促進のために企画、開発、宣伝等を行う滞在型観光促進に係る滞在プラン等に係る運送サービス及び宿泊サービスの提供に係る経費においては、当該補助を通じて結果的に図られる滞在型観光促進に係る滞在プラン等の実質的な価格の引き下げが、旅行者一人当たりにつき、当該滞在型観光促進に係る滞在プラン等の利用一泊当たり最大 5,000 円（宿泊費はこの額を下回る場合は当該宿泊費を限度とし、旅行者一人当たり最大 15,000 円まで。）以下とする。